

# 日本ポリエチレンラミネート製品工業会 会則

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 本会は日本ポリエチレンラミネート製品工業会と称する。

### (目的)

第2条 本会は会員相互の緊密な連携並びに親睦を図ると共に、斯業の健全な発展に寄与することを目的とする。

### (事務所の所在地)

第3条 本会の事務所は東京都に置き、必要に応じ各地に従たる支部を置くことができる。

## 第2章 事 業

### (事業)

第4条 本会は第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 製品の普及並びに宣伝
- (2) 原材料の確保
- (3) 生産加工技術の改善向上
- (4) 必要な調査、資料の蒐集交換
- (5) 関係官庁及び関連団体との連絡協調
- (6) その他本会の目的達成に必要な事項

### (規定)

第5条 本会則の実施に関して必要な事項は、会則で特に定めるものの他、規定でこれを定める。

## 第3章 会 員

### (会員の資格)

第6条 本会の会員は国内においてポリエチレンラミネート製品の製造販売を営むものをもって組織する。なお、別に特別会員を設けることがある。

### (入会)

第7条 会員たる資格を有するものは、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得て、本会に入会することができる。

### (入会金及び会費)

第8条 会員は別に定める規定により、入会金及び会費を納めなければならない。

### (退会)

第9条 会員は第6条に定める資格を失った場合は、退会するものとする。

### (除名)

第10条 本会は次の各号に該当する会員を総会の議決により、除名することができる。

- (1) 本会の目的を妨げ、又は妨げようとする行為のあったとき
- (2) 本会の名誉を傷つける行為のあったとき
- (3) 特別の事由なく会費を1ヶ年以上滞納したとき

## 第4章 役員

### (役員)

第11条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名  
副会長 若干名  
理 事 若干名  
監 事 若干名

なお、顧問及び相談役を置くことができる。

### (役員を選任)

- 第12条 (1) 役員は総会において会員から選任する。但し、理事のうち1名を専務理事として、会員外から選任することができる
- (2) 会長及び副会長は理事の互選による
- (3) 専務理事は理事会の同意を得て、会長が任免する
- (4) 顧問・相談役は理事会の議決を経て、会長が委嘱する

### (役員職務)

- 第13条 (1) 会長は本会を代表し、会務を統轄する
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代行する
- (3) 理事は本会の主要業務を審議する
- (4) 専務理事は会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に依って事務局を統轄し、会務を 処理する

### (役員任期)

- 第14条 役員任期は2ヶ年として、再任を妨げない。
- 補欠で選任された役員任期は、前任役員残存期間とする。

## 第5章 会 議

### (会議の種類)

第15条 会議は総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

### (総会)

第16条 通常総会は毎会計年度終了後2ヶ月以内に、臨時総会は必要のあるとき、理事会の議を経て、会長これを招集する。

また会員の3分の2以上の要求がある場合は、臨時総会を開催する。

### (総会招集の手続き)

第17条 総会の招集は予め会議の協議事項、開催年月日、及び場所を記載した書面をもって、会員に通知するものとする。

### (総会の議決事項)

第18条 総会の議長は会長が当たる。

総会は会員の過半数の出席をもって成立し、出席人員の過半数をもって決する。

次の事項は総会の議決を経るものとする。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) その他重要事項

( 理事会 )

- 第19条 (1) 理事会の招集運営は総会に準じるものとする。  
(2) 理事会は総会に提出する議案並びに会則に定められた事項を審議し、第4条の各号にかかげた事業及び総会で委嘱された事項を執行する。  
(3) 第5条に定めた規定を審議する。

( 幹事会 )

- 第20条 理事会を補佐するために、幹事会を置く。  
幹事会については別に定める規定による。

( 部会及び委員会 )

- 第21条 理事会の議決により技術、規格、原料等に関して必要に応じて部会、委員会等をつけて特別に審議することができる。

## 第6章 会 計

( 会計 )

- 第22条 本会の経費は、別に定める入会金・会費及び寄付金、雑収入等をもってする。  
なお、必要に応じ、理事会の議決を経て、臨時会費その他を徴収することができる。

( 会計年度 )

- 第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。  
監事は決算報告書を監査し、総会に報告するものとする。

## 第7章 事 務 局

( 事務局 )

- 第24条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

## 第8章 解散及び残余財産の処分

( 解散及び残余財産の処分 )

- 第25条 本会が解散及び残余財産の処分をしようとするときは、総会を開催、会員過半数をもって成立し、出席人員の過半数をもって議決しなければならない。

## 第9章 附 則

- 第26条 本会則は昭和45年10月1日よりこれを施行する。  
昭和56年5月15日一部改訂  
平成12年5月19日一部改訂

## 入会基準規定

### (目的)

第1条 本規定は会則第7条の入会に対する基準を制定することを目的とする。

### (入会申込)

第2条 本会に入会したい者は別紙申込書を提出するものとする。

入会申込書には本会の理事会社1社並びに原料樹脂メーカー1社の推薦を必要とする。

### (審査)

第3条 入会申込書を受理の上は、原則として1ヶ月以内に理事会を開催して、審議するものとする。

### (入会手続)

第4条 前条の審議の結果、入会を承認した場合は、直ちに入会承認の通知をするものとする。

### (入会金)

第5条 本会に新規入会する者は、入会金として下記の金額を入会際、納付するものとする。

1. 金10万円也

### (入会金処理)

第6条 入会金は一般会計に繰り入れするものとし、如何なる理由にても返却しない。

第7条 本規定及び本規定の変更については、理事会の決議により実施する。

第8条 本規定は、昭和56年5月15日より実施する。

日本ポリエチレンラミネート製品工業会

支 部 運 営 規 定

- 第1条 本規定は会則第4条の事業を円滑に行うため、支部の運営規定として制定する。
- 第2条 本会は地域別に下記の支部を置くこととする。  
北海道支部  
関東支部  
中部支部  
関西支部  
中・四国支部  
九州支部
- 第3条 各支部会員は上記支部内において、営業活動を行っている者をもって組織する。
- 第4条 各支部の支部長は、原則として、理事会社がこれに当たるものとする。  
但し、支部内に於いて、支部長候補を選出し、理事会の承認を得て決定することができる。
- 第5条 各支部長は、支部内の組織を決定し、人事を行うことができる。
- 第6条 その他支部の運営については、会則に準ずるものとする。
- 第7条 本規定の改廃については、理事会の決議により変更することができる。
- 第8条 総会は毎会計年度終了後2ヶ月以内に、支部長これを招集し、監事は決算書を監査し、支部総会及び工業会総会に報告するものとする。
- 第9条 本規定は、昭和56年5月15日より実施する。

日本ポリエチレンラミネート製品工業会

旅 費 規 定

本会運営のために必要と認めた場合、他地区への出張は、下記の規定に基き旅費を支給する。

1．理事会出席旅費

鉄道・航空料・・・実費支給

東京、大阪、名古屋の場合・・・新幹線料金

北海道、九州、中・四国の場合・・・航空料金

2．業務上特に出頭する場合

旅 費 実費支給

宿 泊 費 10,000 円

但し、業務上、前条に定める旅費及び手当の金額を超過する特別の事情がある場合には、承認を受けて請求することができる。

本規定は、昭和56年5月15日より、これを施行する。

日本ポリエチレンラミネート製品工業会

慶弔・傷病規定

第1条 日本ポリエチレンラミネート製品工業会会員の慶弔、傷病もしくは罹災の際は、この規定によって慶弔金又は見舞金（品）を贈る。

第2条 会員とは代表者（1名）及び当会登録員をいう。

第3条 会員の慶弔金の支給は下記の区分で行う。

（弔慰金）

本人 30,000円

配偶者 10,000円

実父母 10,000円

但し、本人の場合のみ別途供花を贈ることとする。

なお、弔電は三者とも打電することとする。

慶事の場合は、別途協議するものとする。

第4条 会員の疾病見舞金の支給は、下記の区分で行う。

（傷病見舞金）

公傷の時（協議決定する） 10,000円

傷病で入院した時（1週間以上） 10,000円

又は、これに相当する物品を贈る。

第5条 会員の災害見舞金の支給は、下記の区分で行う。

（災害見舞金）

災害見舞金 10,000円

又は、これに相当する物品を贈る。

第6条 官公庁及び関連業界の慶弔金並びに傷病・災害見舞金については、その都度協議の上、決定する。

第7条 その他の事項については、別途協議する。

第8条 本規定は、平成8年4月1日より施行する。